

(新規受付中止商品) 予約型ローン【クリエイト21】

2024年4月1日現在

1. 資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用自動車等の購入資金および関連諸費用 ・教育に関する費用 ・自己居住用住宅資金および付随費用 ・冠婚葬祭関係資金 ・育児関連資金 ・介護・医療資金 ・自己再開発資金
2. 貸出形式	<ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越
3. 貸越極度額	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上500万円以内、10万円単位
4. 貸越金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位（2014年1月4日以降のご利用分から1万円単位）
5. 取引期間	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日より1年（その後1年ごとの自動更新）
6. 借入資格	<ul style="list-style-type: none"> ・次のすべての条件を満たす方 <ol style="list-style-type: none"> ① 未成年者（満18歳以上を除く）、制限行為能力者または住所不定者でないこと ② 安定継続した家計年収が150万円以上であること ③ 申込日現在の年齢が満65歳未満であること ④ 保証機関の保証を受けられること
7. 貸出金利	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率を適用します。（変動金利）
(1) 利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率を適用します。（変動金利）
(2) 利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・定例返済日の更新後貸越残高および入出金取引の都度、対象元金に対し付利単位を100円、1年を365日とする日割で計算します。
(3) 利率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回、3カ月に1度、マイプラン貸出基準金利を基準金利として利率の見直しを行います。 ・優遇利率を適用した場合には、当金庫の定めにより、当該優遇利率の変更または適用を中止することがあります。 ・利率が変更された場合、店頭掲示または書面により通知します。
8. 返済方式	<ul style="list-style-type: none"> ・元利定額リボルビングによる毎月返済または一時金増額併用返済 元利定額リボルビングとは、残高に関わらずあらかじめ定められた一定額を返済する方式をいいます。 毎月1回返済を行う「毎月返済」、「毎月返済」に加えて半年ごとに増額して返済を行う「一時金増額併用返済」があります。 ・定例返済額は、原則として別表「クリエイト21返済額テーブル表」にもとづく金額とし、定例返済・随時返済によって残高が変動しても見直しは行ないません。
9. 保証	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）日本労働者信用基金協会
10. 保証料等	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は当金庫が負担いたします。
(1) 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は当金庫が負担いたします。
(2) 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料不要
11. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)

	<p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp</p>
12. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・クリエイト21の新規契約は、2011年3月31日(木)をもって終了しております。 なお、現在ご契約いただいている方につきましては、引き続き貸越利用できます。 ・クリエイト21とそなYELLの重複契約はできません。

ろうきん

※ 金利情報・教育施設の範囲については、窓口にお問い合わせください。

別表「クリエイト21返済額テーブル表」

貸越極度額	毎月返済	一時金増額併用返済	
	月例返済金額	月例返済金額	増額返済金額
10万円以上 30万円以下	4,000円	3,000円	6,000円
30万円超 50万円以下	7,000円	5,000円	9,000円
50万円超 70万円以下	10,000円	7,000円	13,000円
70万円超 100万円以下	13,000円	10,000円	18,000円
100万円超 150万円以下	20,000円	15,000円	27,000円
150万円超 200万円以下	26,000円	20,000円	36,000円
200万円超 250万円以下	33,000円	25,000円	45,000円
250万円超 300万円以下	39,000円	30,000円	53,000円
300万円超 350万円以下	46,000円	35,000円	62,000円
350万円超 400万円以下	52,000円	40,000円	71,000円
400万円超 450万円以下	59,000円	45,000円	80,000円
450万円超 500万円以下	65,000円	50,000円	89,000円

- ※ 年間の返済金額を下回らない範囲で、「テーブル表」と異なる設定ができます（千円単位）。
ただし、一時金増額併用返済の場合は「月例返済金額×12≧増額返済金額×2」としていただきます。
- ※ 増額月の返済金額は、「月例返済金額+増額返済金額」となります。